

# 物価高対応子育て応援手当

のご案内

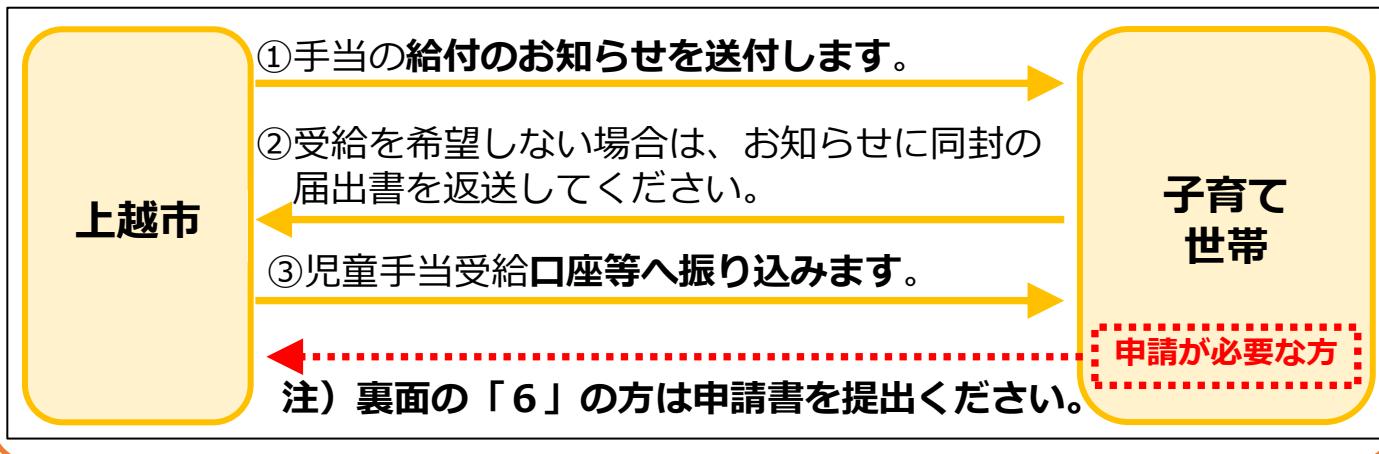
国が示す2万円に加え、「重点支援地方交付金」を活用して、上越市独自に5千円を上乗せし、

**対象児童1人につき2万5千円を1回限りで支給します。**

## ■はじめに・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、希望しない場合や支給口座を変更する場合は届出書を返送するか、裏面記載の窓口まで持参ください。



## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童**（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
- (2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童**

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

対象児童の**児童手当受給者**

## 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万5千円**（1回限り）です。

## 4. いつもらえるの？【支給時期】

**上越市では2月から順次支給を開始**します。お知らせが届いたにも関わらず入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### (1) プッシュ型支給

**次に記載する方は児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。**

- ・上越市から令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給を受けた方

- ・令和7年10月1日以降に出生した児童の保護者で、上越市に児童手当の申請をした方

### (2) 申請による支給（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座に振り込みます。**

## 6. 申請が必要なのはどんな場合？

**次に記載する方は申請が原則必要**です。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

## 7. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### ～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

## お問い合わせ先

上越市 こども家庭センター 家庭福祉・給付係

電話：025（520）5726

（受付時間：平日8:30～17:15）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに上越市からATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに市役所こども家庭センター又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。